

議案第 80 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得することについて追認を得たいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年山都町条例第 55 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 27 日提出

山都町長 坂本 靖也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名 | 硝化膜分離装置膜板付及び取替膜処分一式 |
| 2 | 規格及び数量 | U F P 7 0 型（IRIS3038 4.5t パッキン付）100 枚 |
| 3 | 契約金額 | 金 8, 140, 000 円（税込み） |
| 4 | 契約の相手方 | 月島 JFE アクアソリューション株式会社 福岡支店
支店長 林 伊知郎 |
| 5 | 契約の方法 | 随意契約 |

（提案理由）

上記財産の取得については、条例第 3 条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経るべき財産の取得に該当するところ、これを経ずして取得したため、議会の追認を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

物品売買契約概要

- 1 本件の概要 千滝クリーンハウスの汚泥をろ過するために使用するものです。繰り返し洗浄しながら利用していますが、経年劣化による性能低下のため、定期的に取り替える必要があります。
- 2 件 名 硝化膜分離装置膜板付及び取替膜処分一式
- 3 規格・数量 UFP70型 (IRIS3038 4.5t パッキン付) 100枚
- 4 納入場所 山都町 千滝クリーンハウス
- 5 開札年月日 令和6年8月13日
- 6 予定価格 8,340,486円
- 7 契約金額 8,140,000円
- 8 契約相手方 月島 JFE アクアソリューション株式会社 福岡支店
支店長 林 伊知郎
- 9 財源内訳 需用費 8,140,000円
一般財源 8,140,000円

開 札 調 書

事業年度 令和6年度
 件名 硝化膜分離装置膜板付100枚及び取替膜処分一式
 履行場所 熊本県上益城郡山都町千滝254-1 千滝クリーンハウス内

予定価格	¥8,340,486
税抜き	¥7,582,260

開 札 年 月 日 令和6年8月13日(火)

NO	商 号	代 表 者	コード	第 1 回 入 札					第 2 回 入 札					落札					
				金	額				順	金	額				順				
1	月島JFEアクアソリューション株式会社 福岡支店	支店長 林 伊知郎		¥	7	4	0	0	0	0	0	1							
2	以下、余白																		
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

(入札金額 ¥7,400,000 × 1.10 = ¥8,140,000 落札価格) 消費税及び地方消費税の額 ¥740,000

保証の種類(○をつけること。)

保証金 ・ 国債 ・ 銀行等 ・ 保証会社 ・ ボンド ・ 保険 ・ 免除

物 品 売 買 契 約 書

山都町長 坂本 靖也（以下「甲」という。）と 月島JFEアクアソリューション株式会社 福岡支店 支店長 林 伊知郎（以下「乙」という。）とは、硝化膜分離装置 膜板付一式 を乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- (1) 品名、品質及び数量 硝化膜分離装置膜板付
UF P 7 0 型（IRIS3038 4.5tパッキン付）1 0 0 枚
取替膜処分費 一式
- (2) 売 買 代 金 一金8, 1 4 0, 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7 4 0, 0 0 0 円）
- (3) 納 入 期 限 令和7年3月19日（水）
- (4) 納 入 場 所 上益城郡山都町千滝2 5 4 - 1
山都町 千滝クリーンハウス
- (5) 代金支払い場所 山都町役場 会計課

（契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

（納入の通知）

第3条 乙は現品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第4条 甲は前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、乙の職員の立会を求めて検査を行うものとする。

2. 検査の結果、不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。
3. 検査に合格したときは、甲は現品を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。
4. 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又は毀損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、毀損等は、すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第6条 現品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までに、これを良品と交換するものとする。

2. 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、現品納入後1年間とする。

（代金の支払）

第7条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が現品を受領した後、乙からの支払い請求書を受領した日から30日以内にするものとする。

（解除）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して、過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第4条第2項又は第6条の指定期日までに良品を納入しないとき。

- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込がないと甲が認めたとき。
(3) 現品の検査に際して乙若しくはその代理人、又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると甲が認めたとき。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に要する費用は、乙が負担する。

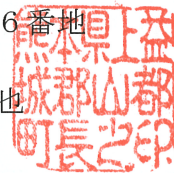
(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年 8月 20日

甲 住 所 熊本県上益城郡山都町浜町6番地
氏 名 山都町長 坂本 靖也



乙 住 所 福岡県福岡市中央区荒戸2丁目1番5号
氏 名 月島JFEアクアソリューション株式会社 福岡支店
支店長 林 伊知郎

